

空き家バンク制度のお知らせ

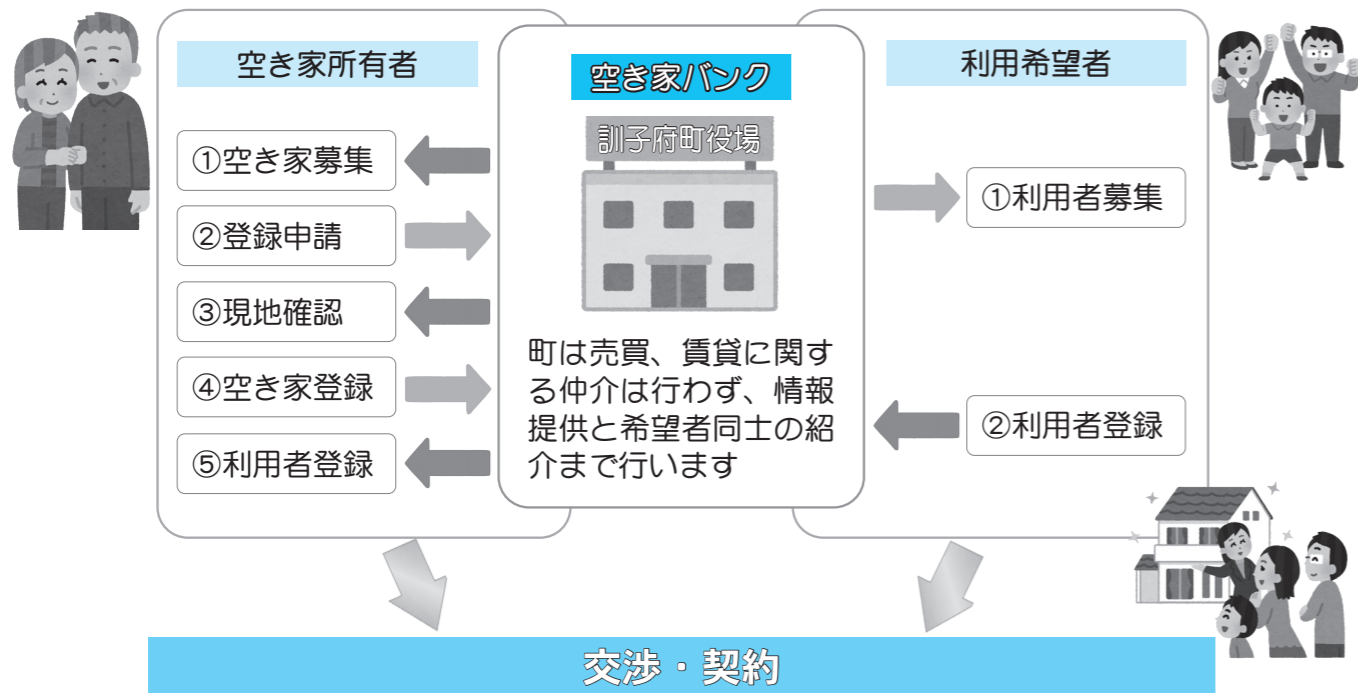
登録料は
かかりません！

空き家の情報をお寄せください

～使用していない空き家を賃貸・売却など有効活用してみませんか？～

町では、定住や移住を希望される方に空き家情報を提供する「空き家バンク制度」に登録する住宅を募集しています。空き家を所有されている方で「売りたい」、「貸したい」という方は、建設課（☎47-2118）までご連絡ください。

空き家バンクへの登録と利用の流れ

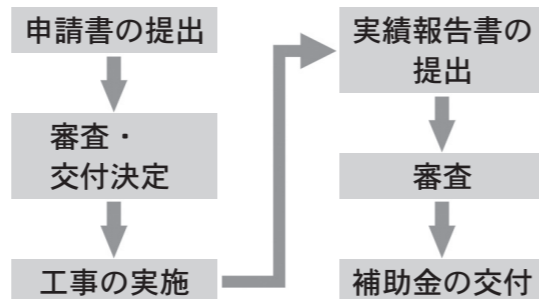


■ 空き家バンク制度に関する補助金

移住・定住を目的に空き家バンクを活用して成立した売買、賃貸などに対し、空き家購入・改修および賃貸物件の入居者が行うリフォームに要する費用として、最大 300 万円を助成します。

補助内容

- ①町内居住者で中学生以下の子どもが同居する場合
補助率 3分の2、上限 200 万円
 - ②町内居住者の場合（①以外の場合）
補助率 2分の1、上限 150 万円
 - ③町外居住者で中学生以下の子どもが同居する場合
補助率 3分の2、上限 300 万円
 - ④町外居住者の場合（③以外の場合）
補助率 2分の1、上限 200 万円
- ※決定した額は、5年間 60回に分割して補助します。



○対象経費 空き家バンク登録の物件を購入する費用および補修に要する費用、新築する場合は購入、取り壊し費用とします。また、補助金の採択には対象物件が耐震性を有しているなど諸条件がありますので、建設課までご相談ください

■ 問合せ 建設課住宅係（☎ 47-2118 役場 1階 窓口 4番）

不良空き住宅等除却補助事業のお知らせ

周辺の生活環境に影響を及ぼす空き家住宅などを所有者が自ら除却する場合、除去費用の一部を補助（最大 100 万円）する事業を開始します。不良空き住宅などの除却を検討されている方は、下記までお問い合わせください。

事前調査の受付期間 7月31日(月)まで

○ 手続きの流れ

補助申請者	訓子府町
①事前調査依頼書の提出（7月31日まで） 補助対象の不良空き住宅に該当するか、事前に調査を依頼	②現地調査・判定 町が現地で対象の空き住宅の調査を行い、補助対象となるか判定
④交付申請書の提出（8月31日まで） 申請可能との通知を受けた場合、関係書類をそろえて町に申請	③判定結果の報告 補助申請の可否について、町から申請者に通知
⑤まで手続きが進んだら 除却事業者との契約・除却工事着手	⑤書類審査・交付決定 内容を審査し、補助金交付が決定した場合、申請者に交付決定を书面で通知 ※補助金交付決定前に契約・着手したものは、補助の対象外となりますので、ご注意ください。
⑥除却完了・完了報告 完了報告は、工事完了後または令和6年1月20日までに提出	⑦書類審査・交付確定 審査により交付金額が決定した場合、申請者に交付確定通知書を送付
⑧請求書の提出 交付確定通知書を受理後14日以内または、令和6年2月20日のどちらか早い方の期日までに提出	⑨補助金交付 指定された口座に補助金を振り込み

○ 対象者

- ・補助の対象となる空き家住宅などの所有者または相続人
- ・町税の滞納がない方

○ 対象となる空き住宅など

- ・訓子府町内に所在し、1年以上使用していない専用住宅または併用住宅
- ・町の事前調査で、住宅地区改良法の規定に基づく不良住宅と判定されたもの
- ・補助申請者において、除却後の跡地を適正に管理することができるもの
- ・町内に本店または支店、営業所などを有する業者による除却工事

○補助額 除却工事費の2分の1以内（限度額 100万円）

○補助件数 上限 2件（補助件数を上回る応募があった場合は抽選となります）

■ 問合せ 建設課住宅係（☎ 47-2118 役場 1階 窓口 4番）